重 点 要 望

令和7年11月19日

全国町村長大会

重点要望

令和8年度政府予算編成及び各種政策の具体化に当たっては、特に下 記事項について十分配慮するよう強く要望する。

記

- 1. 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化に関すること
- (1) 東日本大震災における「第3期復興・創生期間」においても、引き続き、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、復興事業を着実かつ円滑に推進できるよう、国は、新たな「基本方針」(令和7年6月20日閣議決定)に基づき、万全な財政措置を講じること。

また、復興特別所得税の税率引下げ及び課税期間の延長を行うに当たっては、復興事業の着実な実施に影響を及ぼすことがないよう、国は責任を持って復旧・復興に要する財源を確実に確保すること。

(2) 東京電力福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の迅速化、除染の徹底と放射能による汚染廃棄物の処理の加速化に努めるとともに、原発の安全規制・防災対策について万全を期すこと。

また、ALPS 処理水の海洋放出による風評対策に万全を期すこと。

(3) 令和6年能登半島地震の被災町村では、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、財政基盤が脆弱であり、迅速な復旧と生活の再建に向けて、国による強力な支援が不可欠であることから、物価上昇等の影響も踏まえ、補助制度の創設・拡充や地方負担に対する交付税措置の拡充をはじめとする支援措置を講じること。

特に、被災者に対する災害公営住宅の速やかな提供など生活再建の加速化、道路や上下水道など社会インフラの早期復旧、医療・福祉従事者の確保、農林水産業・観光業・伝統産業など地域産業・地域経済の早期復興に向けた十分な支援措置を講じること。

(4)集中豪雨、台風、地震等による被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

また、災害復旧事業については、再度災害を防止するため、改良復旧による整備を積極的に推進するとともに、復旧事業の採択基準の緩和や災害査定等の手続きの簡素化など、早期の復旧に取り組めるよう柔軟な対応を図ること。

なお、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

さらに、災害からの早急な復旧・復興のため、長期的な視点に立った恒久的財源としての「復旧・復興税(仮称)」の創設による基金の設置や「災害復旧国債(仮称)」の創設等、税財源の確保を検討すること。

- (5) 国土強靱化基本計画及び第1次国土強靱化実施中期計画に基づく 施策については、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置すると ともに、事業を着実に実施できるよう、資材価格・人件費高騰等の 影響も踏まえ、安定的かつ十分な財源を確保すること。
- (6)「緊急浚渫推進事業」については、河川の氾濫による浸水被害等を 防止するため、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、 対象事業を拡充し、引き続き十分な財源を確保すること。
- (7) 令和7年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、全国的な防災・減災事業を確実に実施する必要があることから、事業期間の延長を図るとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

2. 地方創生の推進に関すること

(1)「地方創生」や「デジタル田園都市国家構想」などの取組を検証し、 人口減少の克服と東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じ ること。

- (2) 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル 技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モ ノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進される よう、町村を積極的に支援すること。
- (3)地域づくりや地域の活性化に重要な役割を担うことが期待されている「関係人口」拡大と、地域との関係を深める支援の拡充を行うとともに、「二地域居住」の推進を図ること。

あわせて、デジタル技術を活用しながら多様な人材が地域で暮らし活躍できるよう兼業・副業を促進すること。なお、「二地域居住」を推進する際に問題となる子供の教育や住居などの支援策を拡充するとともに、住所地以外に居住する場合の問題点を明らかにした上で改善を図ること。

3. 町村自治の確立に関すること

(1) 国が制度の創設・拡充を行うに当たっては、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守するとともに、専任職員の配置等について一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

また、既存の計画の統廃合や経由事務の見直しにより、町村の事務負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

(2)地方公共団体が実施主体となる事業に対し、国が事業実施の有無や実施方法に関する判断を事実上制限することは、地方公共団体の自由度の向上を目指す地方分権改革の理念に反するため厳に慎むこと。

特に、全国一律の基準により実施する給付金については、国が直接 事務を行うこと。やむを得ず地方公共団体に対応を求める場合には、 スケジュールや給付要件を早期に明示した上で、事務負担を最小限の ものとするとともに、給付に係る事務費は国が全額負担すること。 (3)地方公務員の地域手当は、支給地域について都道府県単位を基本とすることとされたが、地域によってはなお近隣市町村間で支給割合に差が生じているほか、都市と地方の間で最大20%の過大な差が生じている。

このことにより、町村の人材確保に支障を来す懸念があることから、 地域手当の支給割合を含めて、地方公務員給与の格差の在り方につい て早期に検討を行うこと。

また、地域手当を含めた都市と地方の賃金格差を是正するためにも、地方の民間賃金水準を向上させる施策を講じること。

4. 地方税財政に関すること

(1)人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高や民間の賃上げ等に伴う人件費、委託費の増加や金利上昇を踏まえた公債費の増加等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

なお、過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一 部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

- (2)地方一般財源総額については、2027年度までにおいて、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化することが「骨太の方針 2024」に明記されているが、町村が行財政運営を安定的に行えるよう、地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。
- (3) 所得税の基礎控除等の検討においては、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。

- (4)個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合には、「地域社会の会費」的な性格を踏まえるとともに、地方税財源への影響を勘案し、町村の財政運営に支障が生じないよう、必要な安定財源を確保すること。
- (5) 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、 国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じ て行わないこと。
- (6) 地方消費税を含む消費税については、その4割近くが地方の貴重な税財源であり、今後も、社会保障サービスの増大が見込まれることから、引き続き、消費税・地方消費税を含む地方における社会保障の安定財源を確実に確保すること。
- (7) 道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要であるため、自動車関係諸税の在り方について中長期的な視点に立って検討を行う場合には、地方の意見を十分に踏まえるとともに、安定的な地方税財源の確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

また、いわゆる「ガソリンの暫定税率」等を廃止する場合は、地方への影響等を十分に考慮し、代替となる安定的な恒久財源を確実に確保すること。

(8) ゴルフ場利用税(交付金)は、市町村において極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を断固堅持すること。

5. 地域のデジタル化の推進に関すること

(1)標準準拠システムへの移行費用について、デジタル基盤改革支援補助金では、町村ごとに上限額が定められ、システム移行に必要な額に達しない町村があることや、補助対象外とされている経費が多いことから、移行に係る新たな費用や影響を受けるシステムの改修費等、移行に関連する全ての費用を、国の責任において全額国費で措置すること。

- (2)標準準拠システム移行後の運用費用については、多くの町村で移 行前より大幅に増加する見込みである。普通交付税措置では必要な 費用を確実に措置することができないことから、移行前の運用費用 を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。
- (3) 専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、 現場ニーズを踏まえた人的支援を更に充実すること。
- (4) デジタル行財政改革における新たに共通化すべき業務システムを検討する際には、既存の業務・システムと新たな業務により導入するシステムを分けて検討すること。その際、20業務の標準準拠システムへの移行(進め方、費用、調整コスト)に対する十分な検証を行った上で検討を行うこと。

6. 脱炭素社会等の推進に関すること

- (1)豊富な天然資源を有する農山漁村は、再生可能エネルギーの宝庫であり、農山漁村の持つポテンシャルを最大限活かした取組を積極的に推進し、脱炭素社会の実現とともに、持続可能な農山漁村地域の発展に向けた対策を講じること。
- (2)地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和や予算の大幅拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源を継続的、安定的に確保すること。
- (3) 災害時の公共施設のエネルギー確保に資するため、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を令和8年度以降も継続するとともに、予算の大幅拡充を図ること。
- (4) 令和7年度末で期限を迎える「脱炭素化推進事業債」については、 事業期間の延長を図るとともに、十分な財源を確保すること。

(5)全国的に更新時期を迎えている廃棄物処理施設の整備に関し、循環型社会形成推進交付金については、予算不足による事業の先送りなど、町村の計画的なごみ処理計画に支障が生じることがないよう、当初予算において所要額を確実に確保すること。

7. 地域医療、介護保険制度及び国民健康保険に関すること

- (1)条件不利地域等町村部において、医療・介護等の専門人材の確保 が困難となっていることから、職員の処遇改善、多様な人材の確保・ 育成及び離職防止・定着促進等総合的な対策を強力に推進すること。
- (2)地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。
- (3)地域医療を確保するために不採算部門を抱える自治体病院の経営の安定化を図るため、一層の財政措置を講じること。
- (4) 地域の医療機関の経営が厳しい状況に置かれていることから、地域医療を維持するための支援を強化すること。

また、社会経済情勢に応じた診療報酬の中間年改定の仕組みを創設するとともに、実施すること。

- (5)介護給付費の増加による被保険者の保険料の更なる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため国は責任をもって財源を確保するとともに持続可能な介護保険制度の確立を図ること。
- (6)介護保険制度の見直しに当たっては、訪問系サービスの継続を図るため、移動時間などを考慮した報酬上の評価の仕組みを設けるなど、中山間・人口減少地域の実情を把握した上でサービス提供体制の維持が図られるよう検討を行うこと。

- (7) 平成30年度の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3,400 億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険料 (税)の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財 政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。
- (8) 国保総合システムの開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- (9) 医療 DX の推進については、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に示すとともに、自治体や医療機関ごとの進捗状況を十分に踏まえ、必要な支援策を講じること。

また、費用負担の在り方については、町村や保険者・被保険者等関係者の理解が得られるよう、丁寧に協議を行うこと。

8. 少子化対策とこども・子育て政策の推進に関すること

(1)全ての町村が積極的にこども・子育て支援に取り組むことができるよう、国の責任において制度の拡充・見直しを行うとともに、仮に地方負担が生じる場合には必要な財源の確保を行うこと。

また、自治体の財政力等によってこども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、全国一律に実施すべき総合的な施策については、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。

- (2) 学校給食費の無償化を制度化するに当たっては、町村現場の実情や意見を十分に踏まえつつ、小学校・中学校の同時実施を前提とした具体的方策を早期に示すこと。また、費用負担については全額国費で措置すること。
- (3)地域における保育サービスを持続的に提供できるよう、保育士の養成や処遇改善の充実、潜在保育士の掘り起こしなど一層の人材確保に取り組むこと。

9. 地域共生社会の実現に関すること

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・多様化した支援 ニーズに対する包括的な支援体制を整備した町村が、地域の実情に合 わせた事業を円滑に実施できるよう、国は十分な予算額を確保すると ともに適切な支援措置を講じること。

10. 教育施策等の推進に関すること

- (1)地域住民のよりどころとなっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。
- (2) GIGA スクール構想で整備された一人一台端末等の更新に係る費用については、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- (3)公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設、グラウンドの整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業が計画的に実施できるよう、実際の経費と交付額の乖離をなくすとともに、令和7年度に減額された学校施設環境改善交付金の予算を大幅に増額し、十分な予算額を確保すること。
- (4) 学校の統廃合に要する経費に対する財政措置を充実させるとともに、必要な支援を行うこと。
- (5) 部活動の在り方等については、現場の意見等を十分踏まえ、地域 展開だけでなく、地域連携等も選択できるようにするなど、地域の 実情や課題を総合的に考慮し、どの地域においても部活動が円滑に 実施できる制度とすること。

(6) いわゆる高校無償化については、公立高校離れや都市部と地方部の地域間格差の拡大などが懸念されることから、公立高校への支援の拡充を行うこと。

あわせて、公立高校が持続的に存続し、生徒や家庭にとって魅力ある進学先となるよう、教育内容や経済的支援の在り方を総合的に検討すること。

11. 農林水産業に関すること

(1)食料の持続的な供給に加え、農業収益力の抜本的向上と農業者の 所得向上を実現するため、農業構造転換集中対策期間における施策 を一層推進すること。

また、その実効性を戦略的に確保することが不可欠であることから、 既存の予算とは別枠で必要かつ十分な予算を確保すること。

(2)農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしており、農村政策と農業政策は密接不可分であることから一体的に推進するとともに、関係省庁との連携による実効ある地域政策となるよう一元的な推進体制を構築すること。

また、国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源の在り方について協議を行うため、農政に関する国と自治体との協議の場を設けるとともに、各地域にとって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金(仮称)」を創設すること。

- (3)米価を中心とする食料価格の高騰に対する適切な対策を講じるとともに、生産者が安心して営農を継続できるよう有効な所得向上対策を講じること。
- (4)人口減少下にあっても、地域社会が維持され、農業の有する食料 その他の農産物の供給機能及び多面的機能が発揮されるよう、経済 面の取組や生活面の取組等を総合的に推進すること。

また、農業生産基盤の確保等を図るため、多様な担い手の確保・育成及び多様な農業者に対する支援を強化すること。

- (5)中山間地域等直接支払制度における集落機能強化加算については、 営農活動と集落機能の維持は不可分であることから、新たな集落協 定についても支援の対象とするとともに、前期対策における課題を 検証し、政策形成過程の透明化を図ること。
- (6)食料安全保障の観点から、国際情勢の変化等に長期的に対応し得る農林水産業の生産力強化、農山漁村の活性化に向け、関係予算の増額等将来を見据えた万全の対策を講じること。
- (7) 水田政策の見直しに当たっては、水張り要件の見直しに伴う現場の混乱がないよう、きめ細かな対応をすること。 また、対象作物の拡大に当たっては、持続的な営農ができるよう支援を拡充すること。
- (8) 畜産・酪農農家の離農が相次いでいることから、担い手の育成や 畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策の充実・強化を図ること。 また、生乳の安定的な生産と、輸出拡大も含めた牛乳乳製品の需要・消費拡大の実現に向けた対策の充実強化、酪農経営を維持するため、合理的な費用が考慮される価格形成の仕組み構築及び消費者への 理解醸成を図ること。
- (9)米国の関税措置への対応に当たっては、農産物の輸出のみならず 国内の生産基盤にも大きな影響を与えることから、農林水産業全般 に対する影響を分析し、影響を受ける事業者に対する措置の見直し を含め、必要な支援策を講じること。
- (10) 次期「森林・林業基本計画」及び「全国森林計画」の策定に当たっては、地域の実情に即した計画を策定し、着実に実施すること。

また、国産材の需要拡大を図るとともに、森林の持続可能性の確保や多面的機能の強化を図るべく、再造林など森林の保護・育成に十分な支援を行うこと。

(11)「水産基本計画」及び「水産政策の改革」に基づき、水産資源の適切な管理、水産業の成長産業化、漁村の活性化や漁業者の所得向上に向けた取組を着実に実施すること。

また、漁業安定対策の強化と漁業の担い手の育成、確保、就業相談等の諸対策の拡充を図ること。

- (12) 海や漁村の地域資源や漁港の活用による「海業」を積極的に推進し、持続的な発展を図ること。
- (13)農林水産公共予算については、必要な財源を確保すること。

12. 国土政策に関すること

(1) 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、更新 を含めた建設、改築等が確実に実施できるよう、長期安定的に必要 な財源を確保すること。

また、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、 新たな財源を創設すること。

さらに、橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援や財 政措置を充実強化すること。

(2) 町村における通学者・高齢者等住民の足の確保は、集落機能を維持し、住民生活を守っていくために不可欠であることから、地域公共交通の確保・維持のため、更なる積極的な施策を講じること。

特に、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送 等については、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組に対す る財政措置を含めた支援を充実強化すること。

また、地域の鉄道の在り方について再構築協議会により検討を行う場合には、影響を受ける地方自治体の意見を十分に反映できるものとするとともに、地域公共交通の再構築に関する取組に対し十分な財政措置を確保すること。

(3)近年、建設費の高騰等が続いていることから、町村が実施する事業に影響を及ぼすことのないよう、補助率、補助単価等について実態に即した機動的な引上げを継続的に行うこと。

13. 危険鳥獣対策に関すること

人の日常生活圏にクマ類等が出没した場合に、市町村長の判断により実施する緊急銃猟については、現場において混乱が生じることのないよう、国主体で講習や出没対応訓練を実施すること。

また、駆除に関する理解醸成を図るため、国民に対する情報発信を 十分に行うこと。